

人の意識を変えていかなければ、たかが食品ロスといえどもそれが一つ一つが集まれば大きなロスになって、食品ロスになってくるというふうに思いますので、そのあたりは町としても町民の方の啓発しっかりやっていかなければいけないのではないかなというふうに感じます。

もう一つ、子どもたちに対する食育教育、環境教育について質問させていただきます。先ほど、中学校のほうでは環境をテーマにして研究を進めているということや、給食センターでの残食がないように給食は食べきろうというような話をされているということでしたけれども、食育または環境教育というところで、特に小学校ですね、この給食の時間に栄養士さんとかが訪問をされているのではないかなというふうに思うんですけども、このあたりで食品ロスというのを子どもたちに教育というか、訴えていくということを考えているかをお伺いいたします。

学校給食センター所長 伊藤議員のおっしゃるように栄養士が給食時間の学校訪問をして指導しておりますが、そのほかに学校での全体朝会があったときに、その残食についての給食の食べ残しについての栄養指導等、おこなっております。

また、給食センターでは子どもたちのほかに保護者に向けて、保護者が開催している給食の試食会というのがございます。その中でも栄養士のほうから食品ロスを削減するというところで、例えば賞味期限と消費期限の違いであったり、家庭での料理をつくる時に野菜の切り方、野菜の皮の剥き方、なるべく薄く剥くということの、食品ロスの削減についても指導のほうしております。それは栄養士というか栄養教員が行っていることでございます。

以上です。

8 番 最後の一つだけお伺いします。できませんか。1点だけ。  
議 長 座ってください。

ここで休憩といたします。再開は11時10分になります。

( 10時51分 休憩 )

( 11時10分 再開 )

議 長 では、休憩を解いて再開いたします。  
通告8番、6番議員熊田和人君。

6 番 通告8番、6番議員熊田和人でございます。

私は1点目、「町長の考える協働とは」。

2点目「運転免許証自主返納について」を質問いたします。

大きな1点目として、「町長の考える協働とは」についてですが、町長は協働のまちづくりということを議員時代からも公約として掲げておりますが、私が調べた協働の概念を説明いたしますと、構成する要素として目標の共有化、主体間の並立・対等性の確保、補完性の確保、責任の共有、求同存異の原則確立が掲げられます。

目標の共有化とは、各主体が共有できる目標を設定する。主体間の並立・対等性の確保とは、協働する各主体がお互いに自主・自立性を確保し、ほかの主体から支配されない。補完性の確保とは目標が効率効果的に達成されるように、各主体は能力や資源をお互いに補完し、相乗効果によるより大きな、そして新たな成果を生み出す。責任の共有とは、複数主体の協働による目標達成活動であることから、抱える主体は成果に対してもそれ相応の責任を有する。求同存異の原則確立とは、協働する主体は能力、資源、ノウハウ、規模、特技などにおいておのおのであり、考え方や取り組み方も異なるから、その異なる点をお互いが尊重していかなければ共有目標の達成も効率的、効果的となると解されているということでございます。

簡単に言うと、地域の課題解決に向けて行政単独では解決できない問題がある場合、または町民だけでは解決できない問題がある場合、相互に補完し合い、ともに協働して課題解決に向けた取り組みということになると、私は解しました。お互いの信頼のもとに成り立っていけるといって私は理解しています。そこで次の3点をお伺いいたします。

町に目を向けてみますと、主体間の並立・対等性の確保の点から必ずしも対等とは言いがたい。町長の考えている協働を伺います。

2点目、毎年町内で美化清掃を自治会の裁量で行っているが、今年度からごみ袋が支給されなくなった理由は。

3点目、補助金公募制度について、補助金の配分に偏りがあるように思われますが、御見解をお伺いいたします。

大きな2点目といたしまして、「運転免許証の自主返納について」ですが、昨日も同僚議員の質問もありましたので、重複している部分は割愛していただ

いて構わないので、御答弁をよろしく願いいたします。

高齢者の人身事故が頻繁に報道されている中でも、返納が進んでおりません。4月19日に発生した高齢者による池袋暴走で親子2人が死亡し、10人が重軽傷を負った事故及び大型連休明けの5月8日には、滋賀県大津市で保育園の園児の列に車が突っ込み、園児2人が死亡、13人が重軽傷を負った事故がありました。そして、直近では6月4日に福岡市で起きた車6台が絡む多重衝突事故で2人が死亡、7人が重軽傷の事故がやはり高齢者の運転であったということでございました。このような悲しい事故が起きないでも、自主返納が抵抗なく行える環境を整えていかなければならないと改めて思った次第でございます。

神奈川県では、高齢者運転免許自主返納サポート協議会で返納者に対し、さまざまな特典を設ける企業の協力を得て、自主返納の啓発を行っております。町といたしましても、1町だけではなく1市5町または2市8町の広域にて自主返納の啓発を行って生活に不自由がない社会を構築をしていかなければならない時期にきていると痛感いたしますが、次の2点について伺います。

一つ目、返納者の車にかわる移動手段の構築は。

二つ目、大井町の企業にも返納者に特典が受けられるような施策は。

以上御答弁よろしく願いいたします。

町長 通告8番、熊田和人議員からいただきました一つ目の御質問、町長の考える協働とはについて、3点御質問がございましたので、順に回答させていただきます。

まず1点目の「町に目を向けてみると主体間の並立・対等性の確保の点から必ずしも対等とは言い難い。町長の考えている協働を伺う。」についてですが、昨今の社会情勢の複雑化や人々の価値観の多様化などにより、高度化した現在の住民ニーズや地域社会の課題に対し、行政の力あるいは町民の力だけではそれらに十分対応できない場合が多くなってきていると感じております。こうした状況の中、大井町が住みたい町、住み続けたい町となるように、まちづくりを進めていくには、行政と町民がさらには産官学民といった多様な担い手がそれぞれの特性を生かせば、自主的・自発的に協力し合い、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります、この姿勢こそが私の考える協働の姿であります。

協働とはまちづくりの手法であります。「住民ニーズや地域社会の課題に対

応する」といった共通の目的に向かって、行政と住民がともに考え行動することであり、どちらかが一方的に自分の立場や意見を押しつけ、実行していくものではありません。しかしながら、全国的には行政主導で進んでいくまちづくりの例があることも事実であり、経験や立場、価値観などが異なる相手と目的解決に向かっての協働を推進するためには、従来の枠組みを超えた体制づくりが必要であると考えております。

そうした取り組みの一つとして、町では、まちづくりワークショップである「みらい創り対話会」を開催しております。この対話会では、多種多様な人材の交流を深めるとともに、参加者が自発的にまちづくり活動を企画・実施することで、行政主導ではなく、町民との協働による活動を具現化し、地域を盛り上げることを目指しています。

また、協働の効果を高めるに当たっては、行政と町民が情報を共有し、かつ、まちのあるべき姿をともに描く、「共創、協働のまちづくり」を深化させる必要があると考えております。

そのため、第6次総合計画の策定に当たっては、住民アンケートを実施するとともに「まちづくり会議」を開催し、多様な意見を伺い、町民ニーズの把握に努めたいと考えております。

また、「自治会担当職員制度」を導入し、自治会と町との連携強化を図るとともに、今後、仮称ではありますが「協働推進室」を設置し、自治会を初めとしたさまざまなまちづくり団体の活動を支援し、ネットワーク化していくことで地域の課題解決を推進するとともに、こうした活動を通じ、自治意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「毎年町内で、美化清掃を自治会の裁量で行っているが、ことしからごみ袋が支給されなくなった理由は。」との御質問ですが、これまで自治会が実施する美化清掃に伴い、自治会よりごみ袋の支給の希望があった場合は、70リットルの指定ごみ袋を提供しておりました。この経緯といたしましては、約15年以上前の話に遡りますが、当時の製造業者の変更に伴い、それまでの製造業者が在庫として保有していたごみ袋を業者より町が譲り受け、それを自治会が行う美化清掃に有効利用していただくために配布してきたという経緯がございます。

しかしながら、平成29年度にはおおむねそのサイズの在庫も底をつき始めたため、平成30年度から現在に至っては30リットルのごみ袋を配布させていただいております。

よって、御質問では「支給されなくなった」とありますが、以前に比べてサイズは小さいものの、美化作業に伴う自治会へのごみ袋の支給は現在でも継続して行っております。

確かに大きなサイズであればまとめる数量は少なくなりますが、その分、1袋の重量は重くなり、持ち運びや積み荷等のことを考えると一概に便利とも言い切れないと考えられ、それぞれの自治会が行う作業方法や作業する方々の階層等によってその利便性は変わってくると思われまます。

そのようなことも踏まえ、今後、町といたしましては、美化清掃に伴い町が行っている現在の対応状況を御理解いただくとともに、できるだけ清掃作業がしやすくなるよう、実施主体である自治会からの声も考慮しながら地域における環境美化の活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「補助金公募制度について、補助金の配分に偏りがあるように思われるが見解は」についてですが、補助金交付制度は、昭和61年度に「補助金等交付規則」を定め、住民主体に移行可能な事業について、補助金を支出することで事業の効率化を図るところからスタートしました。その後も、公平かつ効率的に実行できる補助金制度とすべく、見直しを図りながら、平成16年度交付分からは現在の補助金公募制度となりました。

また、補助金公募制度では町内での活動実績が1年以上であることを交付要件としていることから、活動の初期の段階から支援をするため、別に、新たな助成制度として平成28年度に「地域活動スタートアップ助成制度」を創設し、さらに補助制度の裾野を広げております。

補助金公募制度の目的は、「多様化する町民ニーズへ常に対応するため、公共の福祉に寄与する各種団体に広く補助制度を周知し、まちづくりの担い手を育成・支援することにより、行政の透明性と公平性を確保するとともに、町民参画による地方自治の自主・自立と地域社会の発展を目指す」ことであります。

この目的を達成するために、行政への積極的な町民参画を促し、かつ、機会の公平性を確保するため、毎年8月の広報と町ホームページにて補助金を公募

するとともに、広く町民の皆様に補助制度について周知しているところであり  
ます。

また、行政の透明性・公平性を確保するため、審査委員会による外部評価方式を導入し、公金の使途について客観的な審査を実施しております。審査委員会は学識経験者、行政経験者、一般町民の三つの枠から委員を選定しております。

団体ごとの交付金額は、各団体からの申請に基づき、その事業内容や事業規模などにより決定しているものです。審査委員会では、経費の計上の適切性や事業の公益性・実効性などの観点で議論をし、審査委員会としての提言を町に提出していただいております。町は審査委員会の提言を踏まえて予算要望を行い、当初予算として議決いただいたのちに、各団体へ交付決定及び交付金額の内示を通知しております。

今後も、行政への新たな町民参画を促進し、行政と団体等がそれぞれの強みを生かした役割を担うことによって、協働の機運がさらに高まることを期待するところであり、町としても引き続き事業の充実を図っていきたいと考えております。

続いて、二つ目の御質問、「運転免許証自主返納について」は2点の御質問をいただいております。まず、1点目、「返納者の車にかわる移動手段の構築は」についてですが、議員おっしゃるとおり、ここ数年、高齢者の自動車運転による重大事故が幾つも報じられているところであり、本町においても、今後、団塊の世代の方々が運転免許証を返納されるであろう5年後、10年後を考えると、交通弱者の増大は明らかであり、高齢者等の移動手段を確保することは、本町にとっても今後の重要な課題の一つであると認識しているところであります。

現在、本町では、公共交通が充足されていないエリアにおいて、高齢者や交通手段を持たない町民の足を確保するために、巡回福祉バス「ふれあい悠悠」を平成19年4月にスタートさせ、現在は、週3日にわたり、それぞれ「里山コース」と「せせらぎコース」を1日に3便ずつ、あわせて6便を、医療機関をつなぐような形で運行しております。うち5便は、利用者の利便性を考慮して松田町の一部まで運行の足を伸ばしている状況にあります。

ここ数年の年間利用者数といたしましては、平成26年度をピークに、減少に転じておりましたが、平成29年度からは、微増ではありますが、増加に転じている状況でございます。

このような現状を踏まえ、既存の福祉バスのあり方や町全体の地域交通について検討していく必要があると考え、本町にとってどのような地域交通が必要なのかを、地域の皆様方とともに話し合う場として、昨年度「大井町地域公共交通会議」を設置したところであります。

今年度の事業内容につきましては、「町の現状把握と課題の抽出」に取り組んでまいります。具体的には、アンケート調査やヒアリングなどを行い、住民の外出状況や移動手段、ニーズなどを把握し、その結果を整理・分析して、課題の抽出を行ってまいります。

そのデータをもとに、既存の路線等を見直し、運転免許返納者の車にかわる移動手段も含め、町の実情に合った持続可能な地域公共交通網を構築したいと考えております。

また、新たな交通網を構築する上で、広域連携による課題解決に向けた検討も必要になってくると考えているところであります。特に松田町においては足柄上病院があり、また小田急線の新松田駅及び御殿場線の松田駅も有しているため、松田町に向かうニーズは多いと考えております。先ほど説明したとおり、既に福祉バスのルートにおいて、松田町まで運行の足を伸ばしているところであり、松田町との連携は必要不可欠と考えております。

新たな交通網を構築するには、町だけで完結するのではなく、広域的な視点を持ち、近隣市町と連携して地域公共交通を活性化させるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の「大井町の企業にも返納者に特典が受けられるような施策は」との御質問ですが、議員御指摘のとおり、神奈川県には高齢者運転免許自主返納サポート協議会が平成21年5月15日に発足しており、運転免許証を自主的に返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方に対し、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟企業等に運転経歴証明書を提示することで、購入商品の割引や自宅までの無料配送、宿泊料金等施設利用料金の割引などの特典を受けていただくことができます。

大井町の企業が運転免許証自主返納者に対し特典を与えるサービスを行う場合は、高齢者運転免許自主返納サポート協議会に加盟することで可能となるため、大井町の企業が神奈川県警察本部へ申請し、神奈川県警察本部が申請に基づき、その企業が暴力団との関係がないかなどを調査した後に特典等のサービスを開始することができるのとことごとございます。高齢者運転免許自主返納サポート協議会への加盟は随時行っているのとことごとございますので、必要に応じて町商工会へ情報を発信していく考えでございませう。

以上、登壇での答弁とさせていただきます。

- 6 番 確認を取りながら再質問させていただきたいと思ひます。まず、私、あえて今回美化作業ですね、地域の。挙げさせていただいたんですけれど、私はこの美化作業というのはまさしく協働の作業だということと認識しておりますが、その認識に間違ひないでしょうか。

町 長 間違ひありません。

- 6 番 簡単などというか、同じ思ひだと思ひんですけれども、あえて質問させていただいたんですけれど、その中で並立対等性の観点から、先ほどの町長の答弁で、一方の意見を押しつけないものであるということをおっしゃいました。そして、美化清掃などのごみ袋の件になるんですけれど、地域によっては年に1回とか年に2回やられているということも聞き及んでいるんですが、私の住んでいる根岸上地区に関しましては年2回、春と秋にやられています。そして、4月に行ったんですけれど、そのときに自治会長が地域、担当部署のほうに、生活環境課ですか、お伺いしまして、ごみ袋をいただきたいということもお願いにまいったら、今までのものはもう在庫がないということで、これからは支給できないと。そして、先ほど答弁では30リットルのごみ袋は支給しますという答弁がありましたけれど、自治会長がそのときの認識では、もう全て支給はしないと。30リットルのものをそのとき、30リットルのごみ袋はいただいたんですけれど、それも在庫が終わったら支給しませんと。あとは自治会のほうで用意してやってくださいということをおっしゃったということをおしは聞きました。そのことについて、事実確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

生活環境課長 生活環境課長でございませう。まず、町長答弁にありませうとおおり、70リットルの在庫が終わってしまったということで、以前からそのものを自治会の要望



があればお渡しして美化作業で活用してもらおうということで配布しておりました。そのものが終わってしまって、30リットルのものがあるということで、それを要望があればお渡ししているというような状況で、その根岸上の自治会長さんとのやりとりにおいて、行き違いがあった場合は私のほうからおわびいたしますが、現在一応そのようなことで、30リットルの袋が要望があればお渡ししているような状況でございます。その辺で、各自治会によって、まだ70リットルのものを保管している自治会もでございます。以前配布したものが残っているとか、そのようなこともありますので、また山間地域では、30リットルの小さいものはまとめて使いやすいと、手に持って運びやすいということもありまして、自治会によってそれぞれ、そのごみ袋の要望等、また違うような記録になっております。ですので、現在、町として生活環境課としては30リットルの袋を御要望があれば配布していくというような状況でございます。

以上です。

- 6 番 事実関係の経緯はわかりました。言葉のちょっと行き違いということで認識が違っていたのかなということも理解いたしました。が、そもそもの町の考え方をお聞きしたいんですけど、今要望があればお渡しすると。要望がなければ渡さないということ。裏を返せばそういうことだと思います。しかしながら、協働でもお互いを信頼の中で行っている作業と私は理解しているんですけど、それが申し入れがあったから渡すとか、渡さないとか、それは私はちょっと違うんじゃないかと。そもそも協働で行っている作業というのは住民は労力は提供しましょう。そして、行政が、本来だったら行政がやんなきゃいけないことです。道水路、町の官地を美化清掃してんですからね。それを町のほうは金額的負担をしましょうということでお互いがお互い、その資源を出し合って作業を行っているということを私は理解しているんですけど、でも、どうも聞いていると町側は出すものは余り出したくないと。言われれば出しますけれど言われなきゃ出しませんよという、そういうふう聞こえるんですけど、そういうことではないと思うんですけど。ちょっと町長の見解を聞きたいんですけども。

町 長 いや、ほんとそうです。熊田議員の言うとおりにかもしれません。が、しかしよく冷静に考えてほしいのは、お互いの役割を果たすというのは自主的にやる

というのはそもそも原則ですので、そのごみ袋が、そういっちゃ失礼ですけど、ごみ袋でこれぐらいもめるのかというぐらいの気持ちもありますけれども、大事なことですけどね。お金かかりますから。ですが、ごみ袋、そもそも町が最初に支給した経緯、私は十分知っていませんけど、これを答弁するに当たって聞いたことなんですけど、たまたま余っていたからあげたということなんですよね。たまたまもらっていたから今度からずっともらえるのかというのもそういった論法もいかなものかとも思いますし、その辺はお互いに話し合いの中で何もこんな一般質問するほどの問題でもないのかなと私は思うんですよ。ね。今までもらって何でくれないの、こんなわけです、じゃあどうしましょうか。町も多少は町としてやれることはやらなきゃいけないですよねとなれば、じゃあ、今度は予算立ても必要になりますよね。町の場合はね。そういった意味合いも出てくるんで、その辺はしっかり話し合いの中でやっていけばいいことであって、やれることを互いの力を出し合おうという部分で、下水道とかそういったもの、水路とかそういうのは町のほうがやるべきだという、そういったこの決めつけ方はそもそも協働にはそぐわない考え方だろうと思います。もちろん、行政としてやらなきゃいけないことですけども、それを皆さんに御理解いただいた中でお互いにできることをやりましょうということで、町は何も町だけのために町があるわけではないんですよ。町民みんなのために町があるんですから。そういった意味ではお互いに協力し合う。そして、町や行政としての役割をしっかりと果たす。それぞれの役割を果たして、本来なら町民が全部やってもいいくらいなんですけど、そうはいかないだろうし、お金もかかることだから、行政の力、行政の皆様の税金をいただいてやっているんで、その税金を上手に使いこなして目的の一つに向かった目的を達成するために協働のまちづくりをやりましょうというのが私の考えです。

以上です。

- 6 番 全く、私、今の御回答というのは納得できないんですけど、まず、この一般質問にごみ袋云々の質問すべきでないと、今おっしゃいましたけど、私は協働ということに対しての、ある一例でごみ袋を出したんですよ。そこを間違えないうでいただきたい。私はごみ袋の方を審議しているわけじゃないんですよ。あくまでも、あなたの考える協働というものが、私の考えている知られた協働と

どのように違うのかというのを議論したいんですよ。まず、そこを認識を改めていただきたい。

町長 改めません。

6 番 わかりました。それで、並立対等性ということに関するんですけど、今課長の、町長の答弁で15年前に余ったものをずっと支給し続けたという経緯は私も初めて聞きました。当然、町民の方も御存じじゃないと思います。そういうことは。今まで15年も前から支給されていたということは、当然町で購入して配っていたという認識をもっているはずですよ。そこは、しっかりと説明をして納得していただいての話だと思うんですよ。あくまでも対等並立じゃないですよ。勝手にこういうふうには条件はなっていたんだから。もう打ち切りますって。それって本当に協働なことなんですかね。いかがでしょうか。

町長 はい。その事点は私も許可します。しっかりとその辺は町が説明しなきゃいけないんじゃないと思います。誤解を与えるようなことは行政としてはやってはいけないと思っております。そして、忘れちゃった、さっき何か言おうと思ったんですけど。納得しませんって私言いましたよね。あれですよ。熊田議員の言っていることはしっかりと共通認識をもっているなと思います。ただ、その問題の出し方がごみ袋という一つの切り口を出したかもしれませんが、受け取る側としてはごみ袋として問題を捉えざるを得ないんです。先ほど、協働の概念というか考え方を答弁でも言いました。全く同じだったろうと私は思っております。その認識は共通しているものと思います。その共通の中において、ごみ袋の問題を出されて聞かれると、何もそんなにこんなに大切な話をしようとしているのに、この話かというのは私の率直な思いでありまして、言っているそういうことを言っているんじゃないよといった意味もよくわかります。その辺を誤解のないように一つお願いしたいと思います。

以上です。

6 番 別に誤解しているわけじゃないですね。認識は同じだと思うんですよ。私と町長も。ですが、町長の思い描いている協働ということをおもはっきりいって、雲をつかむような形ですよ、今。知らんですよ。そのお考えを職員に同じ認識をもっているかどうかということにはちょっといささか、町長がごみ袋の件は、とおっしゃいましたけど、一例を出してもやはり私は認識されてい

ないと思っているんですよ。また、半年しかたっていないというかもしれませんが、もう私からしてみれば半年たっているんですよ。ですから、町長の公約、考え方ということはやはり長なんです。職員にはやはり同じ認識をもっていただかないと私は町政運営が成り立たないと思うんですよ。その一例がごみ袋なんですよ。今、申しわけなかったということで謝罪がありましたけれど、ごくごくそういう身近なことに対して、そういうことが起きるんですね。大きな枠に対しては、町民も雲をつかむような形ですから、よくわかんないんですよ。そういう身近なことに対して、やっぱり言っていることは全然違うんじゃないかということで、やはり全然町長の公約と戦略が全然違うんじゃないかといってる方もやはりいるんですよ。実際には、やはりそこは、あなたの考え方を職員にもっと周知して理解していただかないと私はいけないと思うんですよ。それは私の考えにはあるんですけど、それをするかしないかは町長の御判断にお任せしますけれど、話が戻りますけれど、美化清掃の話にちょっと戻ってしまうんですけど、そもそも法定外公共物といわれる道水路、そして、認定外道路も含めてですけど、それは、町の管理でありますから、本来であれば町が関与していかなければならない原則だと私は思っているんですね。しかしながら、町の水路も含めると、何百キロになってしまうと思うんですよ。それを、行政が関与しているというのは私はやはり不可能だと思っておりますので、住んでいる町民の方々に管理を少しだけ担っていただきたいということもありまして、年何回かの美化清掃を協力していただいていると私は理解しているんですよ。その中で、一方的にごみ袋は自治会のほうに30リットルの袋は支給されるということでもありますけれど、今課長がおっしゃったように、そういう袋が使いやすいということをおっしゃいました。しかしながら、いざ平場の、私の地区に関しましては大きいほうが使いやすいんですよ。30リットルのいただいたもので数がすごくたくさんだったんですよ。ですので、先ほど町長も美化なんて大した金額じゃないような趣旨の答弁をおっしゃいましたけれど、私も何百万も何千万のものじゃないと思うんですよ。やはり、そこは協働の観点からもお互いが資源を出し合うという考え方で支給しても私はよろしいかと、そして、申し入れがあるないにかかわらず支給するべきだと私は思うんですけど、改めてお考えをお伺いします。

町 長 はい。お互いの役割、そして信用を出し合うという意味でゴミ袋も大切な部分かと思います。が、これを汲むことは最初のスタート時点からそういう話はなかったかと思います。あったかなかったということなんで、その辺も含めて町が検討してそういった美化作業に対して、町がどういうふうに援助をしているんだってことも含めて、ゴミ袋が適当で、次また自治会の人もそういうことによって助かって、一生懸命力を出し合おうという気持ちになるのであれば、そういった方向で町も検討しなければいけない。また、地域によってどういう大きさがいいとか、どのくらいやろうとか、そういった決まり事をお互いの協議の中で、自治会の協議の、自治会と市との協議の中でお互いにいい方向に話を進めていくべきだろうと思います。また、そうさせていただきたいと思いません。

以上です。

6 番 ぜひ、そのように進んでいっていただきたいと願います。

次に、補助金。公募制度の件についてですけど、私、大きな意味でこのこともやはり協働の一環かなと思って挙げさせていただきました。違うんでしたら違うとおっしゃっていただいて構わないですけど、この中で、補助金の配分が片よりがあるんじゃないかという質問をさせていただいたんですけど、今回平成30年まで、31年度交付分を団体の中でいろいろちょっと見させていただきましたら、毎年というか、年数が15年、16年たっている団体に対しての審査結果か査定結果の項目を見ますと、今後引き続き、さらなる活動の充実を期待し、申請額どおりとしますという文言が全て、ほとんどで、他には申請どおりとしますが、交付基準に基づく補助額として交付に際しては基準日の会員数に基づく交付としますというような項目が、ほぼ半分ぐらいになっているんですね。この公募団体の中で、私ちょっと疑問に思うのが、介護福祉課の所管の老人会関係の団体なんですけど、この団体は公募制の団体にそぐわないんじゃないかと思うんですよね。私はもう別に審査しなくても、人数によって補助金が出るというんだったら別に公募しなくてもよろしいかと思うんですけど、いかがでしょうか。

企画財政課長 おっしゃるとおり、16年の交付分からの公募制度を始めているところでございまして、その時点で対象となった団体が基本となって現在までできております。

結果的に、その議員今おっしゃられました選別した担当のほうの具体的に言いますと、老人会関係ですね。それに、始まりまして、他の団体につきましても、当時からずっと同額申請で一度その審査会には挙げてはございますけれども、詳細にわたる審査は受けてございません。やはりこの団体といたしますか、補助金の目的にそぐわない可能性もございます。やはり、この公募制度に沿った団体ですね。そこに沿った形で今後検討していきたいなと思ってございます。

以上です。

- 6 番 今言ったちょっと例を出させていただいた老人会関係のところに出すべきじゃないと言っているわけじゃないんですね。この公募制にはそぐわないんじゃないかということなので、誤解がもしあったら、それはちょっと訂正させていただきたいと思っておりますけれど、今課長がおっしゃったように、やはり見直しされたほうが私はよろしいかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。特に、この審査結果の内容に関しましては、当然交付審査委員会のほうで、十分に審査をされたということを私もわかっておりますので、その意義は当然尊重しなければいけないと私は思っておりますので、特に減らされたところ何もつかないところがおかしいんじゃないかということを私言っているわけじゃありません。とにかく、この制度のことに関しましては、やはり見直しが必要なのかなということで意見をさせていただきました。一つ確認なんですけれど、昨日にも田中議員のほうが子ども会の関係で、質問があったんですけど、子ども会もその会として、この公募制度の団体としては応募すれば認められるものなんでしょうか。お聞きいたします。

企画財政課長 今現在、大井町の子ども会育成者連絡協議会というところから申請がございまして、それについては申請どおり審査会の結果をいただいておりますので、それで予算を計上してございます。それ以外の単位子ども会という意味でよろしいでしょうか。それにつきましては、今現在公募制度にはよらないほうがいいだろうというふうな見解を持って、公募制度の対象外としてございます。もし、それが必要だというようなことでございますれば、また、個別に御相談に乗りたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 6 番 今まで、このぐらいのことをちょっと出させていただいたかといいますと、

やはり、きのうの答弁、質問の中で、会員数もそうなんですけれど、いかに運営する会費等の問題もやはり少なからず出てきているのかなと思ひまして、もしこういうものが活用できるのであれば、少しは子ども会としての活動も有意義にできるのかなと思って質問させていただきました。老人会の会もある程度になれば子ども会も入ってもよろしいんじゃないかなと単純に思っただけなので、見直すということであればそれもちよつと難しいのかなと質問させていただきました。

では、次に、免許証の返納についてお聞きしたいんですけれど、昨日も同じような質問が入りましたので、深くは聞かないんですけれど、一つ答弁でもありましたように、福祉バスのことを少しルートも含めて考えていきたいと、見直していきたいということをお答えありましたが、私の地区に関してなんですけれど、老人会の方がこれも高齢者の運転があるんですけれど、パークゴルフですね。仲間で行われておまして、やはり開成町のところまで車で行かれるらしいんですね。運転するのははっきり言って、しんどいということで、でもパークゴルフは続けていきたいと、健康の面も含めまして。そうすると、福祉バスでパークゴルフまでいってくれば利用するんだけどなという意見もあったんですね。ですので、そういうニーズにあるところも含めてルートを考えていただきたいなというのが一つ。そして、紫水大橋も開通しましたし、開成駅も急行がとまるようになりましたもので、開成駅のほうにも行かれるようなルートも考えていったほうがよろしいのかなと思うんですけど、そのような考えはいかがでしょうか。

介護福祉課長      福祉バスの関係での御質問ですので、回答させていただきます。現行のルートに関しては、先ほどの町長答弁にもございましたけど、週3回の1日6便という形になっております。それで、現状の定期路線型のコースをたどっておりますけど、ここの延長については現状では考えておりません。といいますのも、先ほどの答弁の中にもございました地域公共交通会議、この中で実際に今後の地域交通をどのように考えていくかということが令和元年度、2年度で結論を出すというような形でおりますので、その際に、さまざまな町民の方からの御要望等、先ほども答弁の中にアンケート等、アンケートやヒアリングをするというようなことがございましたので、そのような形で次期にどのような形の

地域公共交通を構築していくかという中で考えてまいりたいと、かように考えております。

- 6 番 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。それで、返納者、返納について昨日も御答弁ありましたけれど、特に町として何か行動を起こすというか、やることはない。交通弱者も含めたことも考えていきたいという大まかにはそのようなことになったと思ひますけれど、私はやはりハードとソフトの面をやはり分けて考えていったほうがよろしいのかなと思ひております。ハード面といたしましては、そういう今おっしゃった福祉バス等の交通移動手段とか、そういうもの。そして、ソフトに関しましては啓蒙啓発ができるんじゃないかと思ひていられるんですね。啓発、例えば、広報に載せても私はいいいのかな。ホームページに載せてもいいかな。そのような啓発もしていかなければ、やはりそれはだからといって、増えるということはないのかもしれないんですけど、やはり町として何かしらやっぱりやっぺいしていかなければ、これはもう大井町だけの問題じゃなくて、日本全国の問題ですので、やはり町も一翼を担うという形で少しやっぺいしていかなきゃいけないかなと思ひていられるんですけど、そのような考えはありますでしょうか。

防災安全室長 まさにそのとおりで思ひておまして、まずはこの免許証自主返納に関しましては、高齢者の皆様の免許の返納に対するというか、運転に対する期間というか、そういう気づきですね、そういったものをまず知っていただく。気づいていただくということが大事だというふうに思ひますので、そういった取り組みといたしましては、やはりホームページ、それから広報、そういったところで周知をしていくというのがまず第一にできるところかなと思ひます。そういった部分は早々にやっぺいしてもらいたいというふうに思ひていまして。

以上です。

- 6 番 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひておまして。最後に一つだけなんですけれど、先ほど神奈川県警のほうで自主返納サポート協議会というものがあるということも私も調べさせていただきましたが、私今回初めてこういうものがあるということも、本当に申しわけなかったんですけど、気づいたんですね。ですので、まず町民の方もこういうものがあること自体がまず知らないのかなという私は認識も持っていて、このようなものがあるということもやっぺい



り周知をしていただきたいなと思っております。きのうの答弁で、町内にも大手紳士服のお店が対象になっているということもありましたもので、1件ではありますけれど、そういうのもあるということを知っていただければ少しは心の変化もあるのではないかと。事故が起きてから増えるみたいなことはやはり避けていかなければいけないのかなと思ひまして、少し早いですが、私の質問を終わりとさせていただきます。

議 長 以上で6番議員熊田和人君の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。

再開は13時ちょうどです。

( 11時57分 休憩 )

( 13時00分 再開 )

議 長 事前に申し上げます。会場内が大分蒸し暑くなっておりますので、上着等を脱いで各自対応してください。

休憩を解いて再開いたします。

ここで申し上げます。次の一般質問のため、地方自治法第121条の規定により、選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、御報告いたします。

通告9番、14番議員、石井勲君。

1 4 番 通告9番、14番議員、石井勲です。

本定例会最後の質問者です。大変お疲れと思いますが、御協力のほう、よろしく願いいたします。また、本日は選挙管理委員会委員長さんをお迎えしております。御足労おかけしますがよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、1、(仮称)大井中央公園事業の進捗状況は、2、住民の選挙意識は、の質問事項にて伺います。

昨年末の町長就任以来、6カ月になろうとしている。小田町長におかれましては精力的な町政をこなし、町民の期待に応えようと奮闘してられる。自身の選挙公約で掲げられた、諸課題に対しても政策を実行すべく前向きに進められていることが見受けられます。特に自治会等々の連携を密にする政策においては目に見えてきていると感じております。

しかし、町事業の課題は新規政策以外にも継続事業や町民意識の中に幾つかの見逃せない課題が見受けられます。